隹

2004 8月 NO. 6 < 坂本茂雄県議会だより> ■高知市丸ノ内1-2-20 県議会内県民クラブ控室 T E L 088-823-9523 FAX088-823-9063

開会し、執行部案を一部修正した県

県議会7月定例会は、

7月13日に

施 年

中止を求める

しども条例案をはじめ、

執行部提出

7月県議会

直撃する三位 公約 # なしで知 策

26日に閉会しました。

を保障する教育条件整備を求める請 あるすべての子供たちの豊かな発達 で可決し、また、 にか

高知観光条例

議案」と「障害の 議員提出の意見書のうち5本は全 一致で採決したものの、 は全会一致で可決または採択し 議員提出の 「年金」設 「あっ

> もとでの財政運営の厳しさが強調さ 賛成少数で否決されました。 革』法の実施を中止し、 充実を求める意見書」は残念ながら 特に、今定例会は三位一体改革の 年金制度の

ど15議案を全会一致で、

市町村合併

に関する条例など17議案を賛成多数

議案では16年度一般会計補正予算な

えません。 則として断念するか、 良い」といったレベルのものは、 ないために、 その一方で、 県が行う仕事は、 「できればあった方が 財政再建団体になら 凍結をした上 「県民生活の

必死になって政府に届ける姿勢が見

れているにも関わらず、知事には自

治体切り捨てを許さず、

地域の声を



財 を発表 応指針

きだという声も多くあります。

のか、今からでも中断すべき施策は

してきた政策の中に過ちはなかった

ないのかなどを県民に明らかにす

県の発展のた

めに不可欠なもの」に限定するくら 根幹を支えるもの」

切り捨てやサービスの担い手である いの覚悟が必要だと県民サービスの

職員給与の引き下げなどに大きくシ

トしようとしています。このよう

4判断をする前に、

知事は自ら実施

今後とも県政への提言等いただき 、お願い申し上げます。

本茂雄

とが求められると思います。 民や職員に負担を強いる以上は、 事の「必死」の姿勢を県民に示すこ いずれにしても、これからは、 (二面に続く) 県 知

しました。 例」は、一 査となっていた「こども条 2月定例会以降、継続審 部修正の上成立

うところにあると思いま 後教育荒廃の原因である教 したが、本質的には審議 巡って様々な議論がされま では、「子どもの権利」を 親たちは願っている」とい 対について」とする陳情書 前に県議会に提出された 育基本法の見直しを多くの に記されているような「戦 「こども条例議案の制定反 審査における議論の過程

ように、ゆっくり休んだり 7条「こどもは (中略) 害な環境から逃れる権利が る」を削除。第8条の「有 遊んだりすることができ りのままの自分でいられる 査の中で問題視していた第 ある」を「有害な環境に直 また、複数の会派が、 あ

> 尊重される」 もの意見が適切に される」を一こと れることができる その環境から守ら ものではありませ 心から賛同できる 正案についても、 れぞれ修正した修 面している場合は、 人と

> 同等に

> 尊重 んでしたが、 「こどもの意見が また第20条の



多くの県民が傍聴に駆けつけた総務委員会の審議

議でも賛成多数によって成立しました。 さしました。 案を否決すれば原案そのものも否決されること になりかねず、修正案に賛同し、 結果的には修正案が委員会、 条例制定をめ

と里親登録の促進を図るための対策を講じ

②CAP(子どもへの暴力防止プログラム)

では、子どもの自尊感情を高めた上で、

るのか聞

割を果たしている。

今後、

里親制度の啓発

制度は施設などでの保護と並んで重要な役 暖かい家庭的な雰囲気が大切であり、 の要保護児童が心身共に健やかに育つため、

里親

坂本議員】①家庭での養育が困難な状態

ともをとりまく環境の改善し

がら、 な取り組みを進めていきたいと思います もの環境づくり推進計画の具体化が図れるよう なお、代表質問における教育関連の概要は下 今後は、大人が本気でこどもたちと向き合い 条例の趣旨が社会に根づき、 地域でこどもたちの育ちを支えな 高知県こど

ニーズに応えられるスタッフの育成が求め

来年度に向け、

CAPを教育現場

者や教師の側にもそのことを受け止めるこ の対処法を身に付けさせるとともに、

こができるよう取り組んでいる。現状では、

という」「逃げる」「相談する」

など暴力へ

保護

本定例会では、 昨年の9月定例会以来 目の代表質問をさせていただきました。 2~6面にかけて、報告させていただい

知事が、開会冒頭に三位一体の改革のもとで 本県の財政状況の厳しさについて、 「財政危機 を行い、財政再建団体だけにはなりたく 見言」を行い、財政再建団体だけにはなりだく ないとの意思表示をしたため、各議員とも新た な事業展開を求める提案などは自粛傾向にあっ たように思えます。 このことが、県民サービスの後退につながら ないような県政運営だけは求め続けなければと 考えます。

めの支援が検討できないか。 で活用していくための方策と人材育成のた

われているか聞く。 例案がどのように受け止められているか。 ③こども条例が継続審査になって以降、 継続審査となっていることがどう思

県民の皆様に里親制度について知らせてい の様々な方々のご協力をえることで、 討に加えて、マスメディアや民生児童委員、 を捉えて語っていただく場づくりなどの検 や喜びの経験を許される範囲で様々な機会 やボスター等で行ってきた。里親のご苦労 ①【健康福祉部長】里親制度の広報は冊子 こども支援ネットワークの皆さん等、

نخ

もへの 暴 力防 の活用 女 援 を 1 関心を持っている。 組まれており、こうした問題を解決するた めの有効な手段のひとつではないかと強い ラムは、県内の学校でもすでに数校で取り 力への対処法を身につけるCAPのプログ ②【教育長】こどもたちが自らの意志で暴

知識や技術の普及に協力いただいている。 入っていただいている。また、本年度は、 編の作成委員に高知CAPの代表者の方に 託事業の実績等も参考に、これからの取り 人材の育成が大きな課題だが、本年度の委 心に保護者や児童生徒に対して暴力防止の 合推進事業の委託をお願いし、高知市を中 高知CAPに文部科学省の家庭教育支援総 県教委では、人権教育指導資料学校教育

(3) 組み方を研究させていただきたい

とめている。「継続審査」については、 ることが必要である。理念を広めるだけで 慮して条例を制定し、県民全体でこどもを 早く進むことを期待していると受けとめて ちが健やかに育つための取り組みが一日も 厳しさを踏まえ、高知県の全てのこどもた った。県民はこどもたちを取り巻く環境の く決着し課題に取り組むべきとの意見もあ みが急がれる」等の意見が多かったと受け 育てていく気運を高める環境づくりを進め 作成することにより、実効性のある取り組 なく条例の中に定められている推進計画を 「こどもたちを取り巻く深刻な状況を夢

表質問か (抄録)

きるのか。 その区分をしていくことがで との考えだが、どのようにし するくらいの覚悟が必要だ」 ために不可欠なもの』に限定 を支えるもの』『県の発展の

せることについてどのように考え 先が受け皿としてふさわしいのか ③アウトソーシングされようとす など、議会にチェック機能を持た る業務が委託になじむのか、委託

④アウトソーシングをする際、 スト比較の中で常に犠牲を強いら

> 働者の労働条件への充分な配慮を 委託業者に対して、 能なのか聞く。 するとともに、 れるのは、そこで働く者である。 そのチェックが可 そこに働く労

いう考え方。一方で、いかにすれ かは国という相手のある問題であ の高い教育を実現できるはずだと 域の実情に合った、より柔軟で質 する限り一般財源化された方が地 ばこの財源の保障が確保されるの ①【知事】私は、 特に小規模校や加配の教員 国が財源を保障

重な見極めが必要。 数が多い本県にとっては、 特に慎

束を決して反故にさせないだけまた、国に対して財源保障の約 の、確かな条件付けが必要だと考

む。あらかじめ何らかの基準を設積み上げ直すという発想で取り組 ②前年度をベースに予算を考える けて既存の一つひとつの事業を分 口にした上で、必要なものだけを のではなく、 発展に不可欠なものは何かとい ない。それぞれの分野ごとに県民 類するといったやり方は考えてい 生活の根幹を支えるものや、 にことを改めて議論する。 全ての事業を一端ゼ

四面下段に続く)

知事

157 体改革、 アウトソーシングなど

度改革を進めるべきと考えるがどう り地方の自由度を高めることへの制 みで財源確保をしつつも、 国の責任を果たすという大きな枠組 担金については、義務教育に対する 【坂本議員】①義務教育費の国庫負 可能な限

として断念するか、凍結をした上で、 い』といったレベルのものは、原則 ②知事は「『できればあった方が良 県が行う仕事は、『県民生活の根幹

坂議義務教育費 財源保障 0 確かな担保が必要 0 国庫負担堅持を

中央病院の跡地利用策など

【坂本議員】①知事のいう「施設の 院止」との関係でいえば、今後さら 院止」との関係でいえば、今後さら



中国残留孤児・帰国者支援など

【坂本議員】①中国残留孤児等の支 をして、一人月額3万円の給付金を 業として「中国帰国者愛心使者事業」 業として「中国帰国者愛心使者事業」 業として「中国帰国者愛心使者事業」

者の意見やニーズは、帰国者から直の【健康福祉部長】中国からの帰国

国者への支援策の選択肢として検討

給付し始めた。

経済的援助も中国帰

も持ちつつ廃止検討をすべきと考え ることが望ましいのかどう・ 効な利活用、また、有効な処分計画 的確に把握しながら、県がためる地域・県民ニーズに応える有 施設もニーズの変化や時代の 坂議 防災目的活用など有効利用 本員 防災目的活用など有効利用

た

【知事】①県が運営している様々なでは対するがどうか。 (知事】①県が運営している中央病院跡地については、市内中心部の極めて広については市民や高知市などから防については市民や高知市などから防については市民のための有効な利活用をあげて県民のための有効な利活用をあげて県民のための有効な利活用をあげて県民のための有効な利活用をあげて県民のための有効な利活用をあげて県民のための有効な利活用をあげて県民のための有効な利活用をあればならないと考えるがどうか。

施設もニーズの変化や時代の要請を を対象では を対象で で を考慮して総合的に判断している。 を考慮して総合的に判断している必要性 を考慮して総合的に判断している必要性 を考慮して総合的に判断している必要性 の検討が最も重要だと考えている。 の中央病院の土地を保有している。 ので、跡地は借入金の処理のために ので、跡地は借入金の処理のために を表記をすることにしている。

②【知事】中国からの帰国者の方々の具体の取り組みに活かしたい。就労を間舎、住宅の確保等に加えて、特に医療や介護といった高齢化て、特に医療や介護といった高齢化て、特に医療や介護といった高齢化で、特に医療やの声が寄せられている。今後は従来の相談に加え、帰国者の会合等に直接出向くなど、きめ者の会合等に直接出向くなど、きめ福祉のパンフレットづくり等、今後福祉のパンフレットづくり等、今後を調査がある。

なお厳しい状況にあることは承知している。経済的支援は基本的には国の責任で行われるべきもの。お尋ねの着任で行われるべきもの。お尋ねの着付金は長野県だけが実施しているもので、本県の危機的な財政状況も合わせて考えると、実施は難しい。も合わせて考えると、実施は難しい。も合わせて考えると、実施は難しい。可した支援をしていく。また、議員の思いを充分受けとめ、何ができるかどうか検討させていただきたい。

国の責任であり、給付は困難事職帰国者への経済的援助の検討を

③【総務部長】委託を行う場 といった基本的な方針につい また、委託業務を履行する能 分担等について充分に示し 県の業務の流れを大幅に見直 別していくため、 や改善効果、事業所との役割 審議の場などで説明させてい ては、法令に基づき予算案の てもその都度議会に説明した すことになるので、その内容 登要件や発注の際の資格要件 刀を有する事業者を適切に選 て、議論いただくことが必要。 にだく。今後本格的なアウト ノーシングを進める際には、 その事業の内容等に関し 受け皿の審

①【知事】委託先に対しては 労働基準法や労働安全衛生法 ウで取り組むことを条文に定 めるよう検討する。

あまりの長時間・低賃金が 労働基準法や最賃法に触れる ことがあれば、当然対処をし なければいけない。一般的に 県の様々な職場の労働条件に 此べて、議員ご指摘のような 労悪な条件があってはなら ず、何らかの形で県として関 わっていくことは否定できな

知事の政治姿勢、 県政運

ないと思うがどうか。 説明責任を果たすためには、 ずであった。百条委員会の場で質問 任を取るべき」との回答が78%で、 任を果たすべき」「何らかの結果責 事の姿勢を尋ねたところ、「説明責 世論調査で百条委員会に関して、 調査しなければ、説明責任を果たせ の段階で説明されるのか聞く。また、 ことにはならないのであれば、 がない」という容認姿勢は二割足ら に答えることは、説明責任を果たす 昔のことなので知事の姿勢は仕方 知事に責任はなく妥当な姿勢」と 【坂本議員】①高知新聞社による 自らも いつ

なく、具体的に組織改革をどのよう どこに問題があると受け止めている ②知事部局対象の「人事に関するア のか。単なる意識改革という言葉で 感じていない」との結果について、 に進めるのか聞く。 ンケート」で、「三割がやりがいを

たいと言っている。ただ、説明責任 的には決めていない。 を果たすべき時期や方法はまだ具体 民の皆様に説明責任を果たしていき 言われるような調査といったこと

一る。職員がやりがいを感じられるよ しでもこの数字を減らすよう努力す いう結果は現実として受けとめ、少 ②三割がやりがいを感じていないと 説明責任を果たしていきたい。 とは別に、自分なりにできるだけの

> ックしなければならない。 遂げたことを適正に評価するだけで うにすることが大切で、それを成し なく、その評価を職員にフィードバ

仕事にやりがいを感じられるよう

具体的な検討をしていきたい。 に育てていくのかが重要で、人 いう組織として職員をどのよう な県庁組織にするため、県庁と 事制度の見直しの中であわせて

坂護選挙資金疑惑は自ら調査を 自分なりに説明責任を果たしたい 知事

援会長は、「二期目には五〇〇万円を貸し、

三期目には一〇〇〇万円貸している。さらに

いる)、表に出せない収入が多々あったこと

(このことは、過去の証言で明らかになって

が推定されます。③虚偽の証言をした町田後

収支報告上の収入部分に、虚偽の記載が多く や当時の記録から、容易に推測できます。 かに上回るものであったことは、様々の証言 〇〇万円ですが、実際の支出は一億円をはる 告上に表れている支出だけでも合計で約九四

まとめることとなりました。 委員会、そして知事をはじめ延べ36人 以来、23回(8月5日現在)にわたる に及ぶ証人尋問を終え、報告書をとり 昨年10月の百条委員会での調査開始

として県発注の坂本ダム建設工事を談 長からの一億円を借り入れ、返済のた みにとどまっている部分など濃淡があ め建設業者から裏金を調達し、見返り によって事実確認された部分と傍証の 台で受注させたという構図の中で証拠 しかし、選挙資金として町田後援会

となるのは次の三点ではないかと思っ ています。 そのような中でも、私は、ポイント

①【知事】これまでも機会を見て県

定についてであります。 第一は坂本ダム工事をめぐる談合の認

合することによって、談合の事実を証 的な証拠がなくとも間接的な事実を総 かし、過去の裁判例でも「談合の直接 はえられないものと思っています。し るという状況にあります。私としては、 これは当初から予定されたことであり、 建設業者の内部告発でもない限り確証 、尋問でも関係業者が全面否定してい これについては、物証も少なく、証

> 能ではないかと思っています。 とで、談合の事実を推定することは可 同様の手法による作業を積み上げると 明する方法を認めている」ことから、

った1億円の問題についてであります。 第二は、町田後援会長と貸借関係にあ

に関す

納得 زماح ま 8

有無、一億円の使途 関与等がポイント

ことは明らかだと思います。①収支報 の内容からも選挙目的のために使った ついて、口を濁していますが、橋本大 円が選挙のために使われたかどうかに 一郎氏の政治団体、及び選挙収支報告 知事は町田後援会長から借りた一億

おり、一期目のみ「小銭以外寄附していない」 の寄附」(「県公報・収支報告」より)をして 四期目には五五〇万円の貸与と、一五〇万円

ということはありえません。 いたことについてであります。 第三は、上記の二点に知事が関知・関与して

とともに知事の関与が解明できるものと考え きるものではなく、町田証人の偽証告発捜査 長の一億円については、笠氏の一存で貸借で しています。しかし、少なくとも町田後接会 関与を全面否定をし、「支援の輪の中で応援 してくれるものと受け止めていた」と、証言 て「笠氏から相談も報告も受けていない」と 知事は、一連の資金捻出や処理方法につい

とも考えた」との証言にあるように資金調達 知事が強い懸念を持っていたことを明らかに 的に否定しうるものではありません。 が皆無とは言えず、知事の関知・関与は全面 の経緯の疑問などについて承知していた部分 しました。状況によっては「職を辞すべきだ 次に、平成4年当時、笠氏と業者の関係に

以上、委員の一人としての私なりの見解で

議論で報告をまとめあげたいと思います。 の困難を伴うかもしれませんが、これまでの 一年間の調査を無にしないためにも、真摯な 県民が納得できる結論を導き出すのは相当

県が南海地震対策基礎調査を見直し

被 全壤81 图 家 棟 9,6

議会活動の中でも、南海大地震対 策に力点をおいている坂本県議は代 表質問の中で下記要約のとおり質問 しました。

また、定例会中の総務委員会では、 執行部から「第2次県地震対策基礎 調査」で試算した南海地震が単独で 発生した場合の被害想定結果が報告 されました。

最悪のケースで、県内の死者は約 9.600人、家屋の全壊は約8万1600棟

を打ち出すべきと考える。

多くの県民を参

定のレベルの高まりを待つので

条例を柱に様々な対策

加させることで、 の策定過程に、

条例が出来た

に上るなど中央防災会議(内閣府) の東南海・南海地震「同時発生モデ の被害想定の1・5倍となりま ルー 県は、これまでも地震像を明ら した上で、諸対策を講じるとし ていましたが、 今回の「単独発生モ デル」を基礎資料として今後の地震 防災対策を講じる方針となっていま す。

詳細は、県危機管理課にお問い合 わせください。

72.5%の事業所等が 地震対策計画を策定

孋

南海地 つい

TO T

②昨年も多くの新規事業に着手 ら顧客や、 ③南海地震対策の条例化は、 のようなものがあるのか。 働きかけをどうするのか。また、 現状と未策定の事業所に対する を策定してきたが、 に東南海 成果の上がっている事業にはど に中身を充実させるのか。 これらの計画は、 にものとするため、 ているが、進捗状況が順調で、 南海地震対策計画 従業員等を守るため 事業所が津波 実態に即 策定状況の どのよう ②基礎的な調査として地震度や

影響の全体像が明らかになる。 岸域での津波の軌道等、 り今年度には県内での被害や沿 海地震による揺れや津波による 予測に取り組んだ。 年で実施するもので、 津波による物的・人的な被害の ついては、 自主防災組織の育成として この一年間で一二八組織が 避難所や避難路の整備 詳細な水深予測・浸水 H15・16年度の二ヶ 漫水予測に 調査によ 次の南

り組みをしていくことが、より後に、条例の制定に向けての取今しばらく準備期間をおいた

えている。決して条例化を否定よい条例づくりにつながると考

だけ早く坂本議員が言われるよ

しているわけではない。

できる

つな条例化に向けての取り組み

内での検討を進め

だきたい。 練により様々な課題や問題点が を行っていただきたい。 策定を求める。 ることで中身を充実させていた 把握でき、 定した事業所は、 定方法を説明すること等により 個別に訪問し、 3 所七二・五%の事業所で策定ず や学校毎に策定を求めており 七月八日現在では一四八六事業 未策定の事業所に対して、 街三つ それを計画に反映す)四九の すでに計画を策 計画の意義や策 まず避難訓練 対象事業所 避難訓

上げていくことの意義はよく理の参加の下でその条例をつくり ③【知事】取り組みの基本とな村も34市町村と見込まれる。 解できる。 る条例の必要性や、 急きょ三二〇戸に対象を増やし 香北町で予定していた対象戸 「〇〇戸を上回る要望があり、 今年度は対象戸数を一八〇 充実を図っ 高知市・南国市・ た 県民や企業 個 人住宅の

後

7月定例会は、参院選挙終了後とな った関係で、9月定例会までの間隔が、 通常より短くなっています。9月定例 会は、9月21日に開会予定となってい ますが、百条委員会調査の報告がなさ れるために、相当の関心が集まるもの と思われます

県民のみなさんが納得いくような調 査報告のとりまとめがなされなければ と思います。

①【危機管理担当理事】この計

というぐらいの気持ちで手がけ 時には条例が県民のものになる

今からでも早すぎること

条例化に取り組む決意